

(別紙)

(1) ボール遊びについて

- ・サッカーや野球（キャッチボール、バッティング）などの硬いボール^{※1}を使い、他の利用者や近所の家に対する危害又は迷惑行為^{※2}とならないよう遊んでください。また、試合形式でのボール遊びは行わないでください。

(2) 遊具や施設などについて

- ・遊具、施設、樹木などは、壊したり、汚したりしないで、大切にしてください。

(3) 公園内施設の破損・放火について

- ・昨年度までに遊具や施設の損壊、汚損（落書きやゴミ捨て）、火遊びなどの事象が複数発生しており、中には警察に相談した案件もあります。そのようないたずらは絶対にしないでください。

(4) 遊具の譲り合いについて

- ・1つの遊具を長い時間独占せず、他の利用者と譲りあって使用してください。

～注記～

※1 硬いボールとは

サッカーボール（革製）、バレーボール（革製）、硬・軟式野球ボール、硬式テニスボール、スーパーボール など

※2 危害又は迷惑を及ぼす行為とは

- ① 公園の施設（遊具、ベンチなど）や公園から近隣住宅の外壁、車両、物置等にボールをぶつけること。
- ② 公園外にボールを出してしまうことや、そのおそれがある場所でボール遊びをすること。
- ③ ボールを拾うため、勝手に他人の敷地に侵入すること。
- ④ バットを使用してボールを思い切り打つなど、ゲーム形式でのボール遊びをすること。

と考えています。

【公園や緑地での行為の禁止事項】

千歳市都市公園条例第4条より、公園では次のことをしてはいけません。

1. 公園の施設を損傷し、又は汚損すること
2. 竹木を伐採し、又は植物、土石等を採取すること
3. ごみその他汚物を捨てること
4. 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること
5. 広告又はこれに類するものを掲示し、又は散布すること
6. 立入禁止区域に立ち入ること
7. 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること
8. 他人の危害又は迷惑を及ぼす行為をすること
9. 指定した場所以外の場所で火気を使用すること
10. 市長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること

住宅地にある街区公園で、野球やサッカーなどの硬いボール^{※1}を使って遊ぶことは、他人に危害又は迷惑を及ぼす行為^{※2}にあたると思います。

【市内で野球ボールやサッカーボールなどが使える広場がある公園】

遺跡公園（清流2丁目）、勇舞すこやか公園（桜木3丁目）、メムシ公園（根志越）、向陽台公園（文京3丁目）、指宿公園（大和4丁目）、すみよし2号公園（住吉2丁目）、ハヤブサ公園（泉沢）、しゅくぶ公園（梅ヶ丘2丁目）、上長都明星公園（上長都）、みどり台公園（みどり台南3丁目）、桜ヶ丘公園（高台5丁目）